

契 約 書 (案)

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県議会の常任委員会、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く）、県政調査会、情報公開審査会及び諸会議（以下「委員会等」という。）の録音記録テープ等の反訳（以下「テープ反訳」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から依頼されたテープ反訳を別記1業務方法書に記載する方法により行い、反訳文を出力、印刷の上、入力した電磁的記録媒体とともに甲に納入するものとする。

（個人情報の保護）

第1条の2 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記2個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（校閲）

第2条 この契約に基づくテープ反訳の校閲は、甲の責任とする。

（テープ反訳の料金）

第3条 乙が甲の依頼により行うテープ反訳の料金は、次のとおりとする。

10分当たりの単価〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

反訳時間に10分未満の端数が生じた場合は、その端数分を繰り上げて10分として計算するものとする。

（計算式）

契約単価（10分当たりの単価）× 反訳時間（分）÷ 10

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年〇月〇日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金 ≪契約単価により算出した年間予定契約額の100分の5以上の額又は免除≫

（テープ反訳の依頼）

第6条 甲は、テープ反訳を依頼する場合は、テープ反訳管理記録書（様式第1号）により反訳期限等を定めて、乙にテープ反訳の申込みをするものとする。

（検収）

第7条 乙は、テープ反訳業務が終了した時は、速やかに甲に通知するとともに、甲の検収を受けるものとする。

（完了期限）

第8条 乙は、第6条に規定する期限までに業務を完了するものとする。

(料金の請求及び支払い)

第9条 甲は、業務が完了した後において、乙から適法な支払請求書が提出され、これを受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して料金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条に規定する料金の支払いを遅延した場合においては、期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該未支払額につき、年〇〇パーセント^(注1)の割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(注1) 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(履行遅延による違約金)

第11条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、第6条に規定する期限までに反訳を完了しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分相当額を控除した額につき、年〇〇パーセント^(注2)の割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(注2) 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(危険負担)

第12条 甲、乙双方の責に帰することのできない事由により、乙がテープ反訳の全部又は一部を完了することができない場合には、乙は、当該部分についてのテープ反訳の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についてのテープ反訳の料金の支払義務を免れるものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、乙がテープ反訳の全部又は一部を完了することができない場合には、乙は、当該部分についてのテープ反訳の義務を免れるものとし、甲は、乙が当該部分のテープ反訳に要した費用を支払わなければならない。

3 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認

められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) その他乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、損害賠償金として甲、乙協議して定める額を甲に納付するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、次に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

(1) この契約により生ずる債務を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。

(2) 第三者に債務の弁済を行わせること。

(秘密の保持)

第15条 乙は、テープ反訳の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(データの権利帰属)

第16条 甲が乙に提供した業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータに関する一切の権利は、甲に帰属する。

(データ等の管理)

第17条 乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第 18 条 乙は、テープ反訳に係るデータ等をテープ反訳以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(不当介入に対する措置)

第 19 条 乙は、乙が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(補則)

第 20 条 この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 岩 手 県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 住所

氏名

業 務 方 法 書

テープ 反 訳	<p>1 テープ反訳は、テープ反訳申込みの際に貸与する次の資料により行うものとする。</p> <p>(1) 委員会等録音記録テープ又はCD-R等の記録媒体</p> <p>(2) 委員会等出席者名簿</p> <p>(3) 委員会等日程</p> <p>(4) 委員会等次第書</p> <p>2 テープ反訳は、次の方法により行うものとする。</p> <p>マイクロソフト社製 Windows10 上で稼働する日本語 F E P による入力とする。(但し、入力仕様は Word 形式に限る。)</p> <p>3 反訳範囲は、録音されている会議記録の全部を対象とする。(但し、委員長等の発言者指名「〇〇委員」等については、反訳を要しない。)</p> <p>4 反訳仕様</p> <p>(1) それぞれの発言の冒頭には、別途送付する出席者名簿により、発言者名を記載すること。</p> <p>(2) 発言者名の前に「〇」を付すこと。</p> <p>また、発言者名の末尾に空白を1文字挿入すること。(発言者が不明の場合は、発言者の氏名を#で埋めること。)</p> <p>5 納入期限は、テープ送付後2週間(情報公開審査会にあっては1週間)を基準とし、別途指示すること。</p> <p>6 納入品は、2により入力した電磁的記録媒体1枚(個、本)及び入力した結果をA4判の用紙に印刷したもの1部とする。</p> <p>なお、納入品に係る費用は乙の負担とする。</p> <p>7 1及び6の受け渡しは、下記納入場所にて直接手交により行うものとする。(郵送及び宅配は認めない。)</p>
納 入 場 所	岩手県議会事務局
完 了 期 限	テープ反訳の申込みの際、テープ反訳管理記録書により別途指示する。
校 閲	乙は、テープ反訳の結果について、甲の校閲を受けるものとする。

様式第1号

テープ反訳管理記録書

委員会等	開催日		令和 年 月 日 ()
	録音時間		時間 分
貸与資料	1 委員会等録音記録CD-RW 枚 2 委員会等出席者名簿 1部 3 委員会等日程 1部 4 委員会等次第書 1部		
完了期限	令和 年 月 日 ()		
反訳管理	申込日	令和 年 月 日	反訳者受領印
	成果品納入日	令和 年 月 日	担当者受領印
	成果品検収日	令和 年 月 日	担当者受領印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとも

に、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

岩手県知事 あて

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、契約書第1条の2に基づく個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

業 務 名	
-------	--

	氏 名
個人情報管理責任者	
業 務 従 事 者	

個人情報を取り扱う場所 (作 業 場 所)	
----------------------------	--